

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 について」等の一部改正について

介護予防支援の委託件数の上限に係る経過措置に関する見直しについては、平成18年9月12日付け「介護保険制度 INFORMATION VOL130 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正について」(ワムネット京都府センターホームページに掲載)でお知らせしていますが、別添のとおり解釈通知の改正がありましたので、本通知を踏まえ適切な取扱いをお願いします。

※【参考】主な通知内容

指定居宅介護予防支援の委託に関する見直し

- ① 離島その他の地域(特別地域加算の対象地域と同じ。)に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の委託に関しては、委託に係る上限件数を適用しないこととする。
- ② 指定介護予防支援の委託にかかる上限件数の規定について、平成19年3月31日まで適用しないこととする。
- ③ 居宅介護支援費の算定件数に、離島その他の地域に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の受託件数を含まないこととする。

介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の見直し

- ① モニタリングについて、サービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して、3月に1回のいずれかに該当する場合は利用者の居宅で面接を行うことが必要であるとし、サービス提供の開始月を除いたこと。

京都府保健福祉部高齢・保険総括室
介護保険事業室事業担当

TEL: 075-414-4672